

審0802-0014
2007年2月3日

地域サッカー協会審判委員会委員長 各位
都道府県サッカー協会審判委員会委員長 各位
1級審判員、女子1級審判員 各位
S級審判インストラクター、1級審判インストラクター候補者 各位

(財)日本サッカー協会審判委員

会
弘

委員長 松崎 康

2007/2008年 審判員のための追加的指示およびガイドラインの一部追加について

標記ガイドラインの一部に翻訳抜けがあり、下記アンダーライン部分を追加しましたのでお知らせいたします。

記

2007/2008年 審判員のための追加的指示およびガイドライン 122ページ

第12条 ファウルと不正行為

乱暴な行為

競技者がボールに挑んでいないとき、相手競技者に対して過剰な力や粗暴な行為を加えた場合、乱暴な行為を犯したことになる。

また、味方競技者、観客、審判員あるいはその他の者に対して過剰な力や粗暴な行為を加えた場合、乱暴な行為を犯したことになる。

乱暴な行為は、ボールがインプレーであるかないにかかわらず、フィールド内またはフィールドの境界線の外側のいずれでも起こり得る。

その後続いて明らかに得点が入るような機会に至る場合を除き、乱暴な行為が犯されている状況ではアドバンテージを適用するべきではない。もし適用したならば、主審はボールが次にアウトオブプレーになったとき、乱暴な行為を犯した競技者に退場を命じる。

主審、副審および第4の審判員は、しばしば乱暴な行為が集団的な騒動を引き起こすことに留意し、積極的に介入して、それが引き起こされないようにしなければならない。

乱暴な行為を行った競技者、交代要員、交代した競技者には、退場が命じられる。

以上